

# 青木ヶ原樹海メディアツアー実施業務委託

## 仕様書

### 1 業務の目的

山梨県内では、毎年200人前後の方々自ら命を絶つという、深刻な状況が続いており、県、市町村、関係機関などが一体となって、命を守るための取組を進めている。

特に、青木ヶ原樹海においては、県外から自殺企図者が数多く訪れており、これを思い止まらせるために、これまで地元の鳴沢村、富士河口湖町をはじめ、関係機関、民間企業などと連携し、365日、声かけや保護活動を行うなど、水際対策の取組を進めている。

しかし、水際対策は効果があるが根本的な解決にはならず、樹海は、インターネットで自殺場所として検索すると必ず上位に出てくるなど負のイメージが根強く、自殺企図者の来訪が後を絶たない。そのため、樹海の負のイメージを払拭し、自殺企図者の来訪を減らすことが求められている。

以上のことから、青木ヶ原樹海の魅力を直に体感し、貴重な自然や本県の取組への理解を深めてもらうため、雑誌（アウトドア、旅行、科学、自然等）、Web、TV等のメディア関係者を招待し、樹海を体験するツアーを開催することとする。

### 2 業務委託名称

青木ヶ原樹海メディアツアー実施業務委託

### 3 履行期間

契約締結翌日から令和5年3月15日（水）まで

### 4 委託業務概要

- (1) メディアツアーの行程の企画
- (2) 各施設等との連絡調整
- (3) メディア関係者への案内（メディア関係者の参加働きかけを含む。）
- (4) ツアー時のコーディネート（交通手段、昼食手配、随行等）
- (5) 出席メディアへの発信（記事化）の働きかけ
- (6) メディア取り上げ状況の収集（ツアー後、半年程度）

## 5 委託業務

### メディアツアーの実施

#### ①全体的事項

- ・青木ヶ原樹海の歴史を知り、魅力を直に体感することで樹海のイメージアップにつながるツアー内容とし、情報発信力が高いメディア（BtoB、BtoCは問わない）が参加を希望するような内容とすること。
- ・提案には、当該手法が有効な理由と、効果検証の方法を記載すること。

#### ②実施にあたっての留意事項

- ・1回以上実施すること。
- ・参加メディアにおいて発信を行うことを促すこと。
- ・対象とするメディアは、提案者が選定することとし、山梨県に協議したうえで決定すること。
- ・メディアツアーの実施にあたっては、最適な実施時期、日程、コース設定、参加人数及び参加対象等を提案すること。
- ・メディアツアーの実施に関わる企画・運営、連絡調整等を行うこと。
- ・メディアツアーの行程には、樹海ネイチャーガイドツアーを組み入れること。

#### ③その他、本業務の目的達成のために有効な業務

- ・本業務との連携により効果が見込める独自の提案があれば実施すること。

## 6 業務実施体制

事業の実施にあたっては、山梨県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

### (1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、PR場所の管理者や関係者との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、山梨県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、山梨県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を山梨県に通知すること。

## (2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者ととも本業務に係る企画立案・PR 業務を行うこと。
- ② 業務従事者は3名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を山梨県に通知すること。

## 7 事業報告

### (1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出するものとする。

### (2) 事業成果の帰属等

- ①委託業務により受託事業者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、すべて山梨県に帰属するものとする。
- ②委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 8 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、「青木ヶ原樹海メディアツアー実施業務委託に係る企画提案公募要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

## 9 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。

- (3) 受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議することができるものとする。
- (4) 委託業務において制作した PR 資材等の電子データを、山梨県が指定する方法により、成果品として提出すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (6) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、山梨県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、山梨県と十分協議した上で実施するものとする。